

徳島県廃棄物処理施設設置専門委員会設置要綱

(設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条の2第3項及び第15条の2第3項の規定に基づき、生活環境の保全に関し、専門的知識を有する者（以下「委員」という。）の意見を聴取するため、徳島県廃棄物処理施設設置専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項に関する分野の委員で構成する。

- (1) 廃棄物の処理に関すること。
- (2) 大気質に関すること。
- (3) 騒音に関すること。
- (4) 振動に関すること。
- (5) 悪臭に関すること。
- (6) 水質に関すること。
- (7) 地下水に関すること。

2 委員は、専門的知識を有する者のうちから知事が委嘱する。

(委員の任期等)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員会の運営)

第4条 委員会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選による。
- 3 座長は、委員会を開催し、委員会の進行に当たる。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。
- 5 委員会は、原則として非公開とする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、生活環境部資源循環課において処理するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年1月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

2 平成29年5月1日に委嘱する委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。